

救援者費用等担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

- ① 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対して、この特約条項および傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い、その費用の負担者に救援者費用等保険金（以下「保険金」といいます。）を支払います。
- (1) 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
 - (2) 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
 - (3) 保険期間中に被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅（敷地を含みます。）外において被った普通約款第1条（当会社の支払責任）の傷害を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院（他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。）した場合
- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から次条各号に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者が当該機関への保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者が当該費用を前項の費用として負担したものとみなして保険金を当該機関に支払います。

第2条（費用の範囲）

前条の費用とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 捜索救助費用
避難した被保険者を捜索、救助または移送（以下この条において「捜索」といいます。）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- (2) 交通費
被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために事故発生地または被保険者の収容地（以下この条においてこれらを「現地」といいます。）へ赴く被保険者の親族（これらの者の代理人を含みます。以下この条において「救援者」といいます。）の現地までの自動車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条第2号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- (3) 宿泊料
現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、前条第2号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- (4) 移送費用
死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくは当該住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（治療のため医師または職業看護婦が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
- (5) 諸雑費

救援者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、20万円を限度とします。ただし、これらの費用が、被保険者が日本国内において前条各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- ① 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって第1条（当社の支払責任）各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
 - (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争
 - (4) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - (6) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
 - (7) 被保険者に対する刑の執行
 - (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (11) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (13) 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ② 当社は、原因のいかんを問わず、^{けい}頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものによって第1条（当社の支払責任）第3号の入院をしたことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条（支払保険金およびその限度額）

- ① 当社は、第2条（費用の範囲）の費用のうち、当社が妥当と認めた部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。
- ② 当社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険証券記載のこの担保条項の保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年をこえる保険契約においては、契約年度ごとに保険金額をもって限度とします。

第5条（事故の通知）

- ① 被保険者が第1条（当会社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、第1条（当会社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次の各号に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。
- (1) 第1条（当会社の支払責任）第1号および第2号の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況
- (2) 第1条（当会社の支払責任）第3号の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項各号の規定に違反したときは、当会社は保険金を支払いません。

第6条（保険金の請求）

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとするとき（第1条（当会社の支払責任）第2項の規定により、保険契約者等が当会社と提携する機関への保険金の支払を当会社の求めるときを含みます。）は、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (1) 被保険者が第1条（当会社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当したことを証明する書類
- (2) 保険金の支払を受けようとする第2条（費用の範囲）各号に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- (3) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ② 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前2項の書類を提出しなかったときは、当会社は、保険金を支払いません。

第7条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当会社の支払責任）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が第2条（費用の範囲）の費用の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{費用の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

第8条（保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が第6条（保険金の請求）の規定による保険金請求のを行った日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。
- ② 前項の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第9条（代位）

- ① 当社が保険金を支払うべき第1条（当社の支払責任）第1項の費用について、保険契約者等が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が支払った保険金の限度内で、かつ、保険契約者等の権利を害さない範囲内で、当社に移転します。
- ② 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第10条（普通約款の適用除外）

この特約条項については、普通約款第3条（保険金を支払わない場合－1）、第4条（保険金を支払わない場合－2）、第23条（事故の通知）、第24条（保険金の請求）、第26条（保険金の支払）および第28条（代位）の規定は適用しません。

第11条（普通約款の読替え）

この特約条項については、普通約款を次のとおりに読み替えて適用します。

- (1) 第2条（責任の始期および終期）第3項の全文を「当社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前にこの特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。」
- (2) 第11条（告知義務）第3項第3号の規定中「傷害を被る前に」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当する前に」、第1項ただし書の規定中「身体の傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項の費用」、第5項の規定中「傷害の生じた後に」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当した後に」
- (3) 第12条（保険料の返還または請求－告知義務）第3項の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- (4) 第19条（保険料の返還－無効、失効の場合）第2項の規定中「傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項の費用」
- (5) 第20条（保険契約の解除）第5項の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- (6) 第22条（保険料の返還－解除の場合）第1項および第2項の規定中「傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項各号の費用」

第12条（準用規定）

この特約条項に定めのない規定については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。